

## 「とくしま健康寿命延伸産業創出プラットフォーム」規約

### (名称)

第1条 本会は「とくしま健康寿命延伸産業創出プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

### (目的)

第2条 産学金官による学びや交流・連携等を通じて事業ニーズの発掘や事業モデルの創出等を促進し、徳島地域における新たなヘルスケア産業を創出することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 構成員間の交流・連携活動
- 二 先進事例や現場ニーズを学ぶフォーラム活動
- 三 新たなヘルスケア事業の検討活動
- 四 その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第4条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同する会員及び、アドバイザー、ファンリテータ、オブザーバーをもって構成する。

- 2 会員は、徳島県内におけるヘルスケア産業の創出に取り組む法人・団体及び、個人とする。

### (入会)

第5条 プラットフォームへの入会を希望する者は、入会申込書（様式1）を事務局に提出するものとする。

### (退会)

第6条 会員は、退会届（様式2）を事務局に提出し、任意に退会することができる。

### (活動)

第7条 プラットフォームの活動は、構成員をもって構成する。

### (部会)

第8条 第2条の目的を達成するため必要と認めるときは、プラットフォームに部会を設置することができる。

### (会費)

第9条 会費は徴収しない。

### (事務局)

第10条 プラットフォームの庶務事務を行う事務局は、徳島県商工労働観光部新未来産業課に置く。

### (雑則)

第11条 この規約に定めるものの他、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、構成員の協議によりこれを定める。

### 附 則

この規約は、平成27年3月18日から施行する。

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。